

# 工事計画届出書に係る取下書

原 発 本 第 55 号  
令 和 3 年 7 月 5 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 池辺和弘  
社長執行役員

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつて届出に係る書類にその代表者の氏名を記載した場合はその氏名

名 称	九州電力株式会社
住 所	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
代表者の氏名	代表取締役 社長 眞部 利應

- 二 取下げをする届出の件名及び届出日

件 名：工事計画届出書（玄海原子力発電所第3号機原子炉冷却系統設備の修理の工事）原発本第283号

届出日：平成24年1月23日

- 三 取下げの日付

令和3年7月5日

- 四 取下げの事由

予防保全の優先度を鑑み、上記工事計画の工事範囲のうち一部の実施時期が未定となったこと、及び、平成25年7月8日に施行された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、上記工事計画について新規制基準等への対応が必要となったことから、取下げることとした。  
なお、上記工事計画に係る工事については着手していない。

以 上